

建設工事等における随意契約の基準額について

このたび、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号別表5の「売買、賃貸、請負その他の契約で随意契約によることができる場合の予定価格の基準額」が改正され、山口県会計規則における同基準額についても同様に見直しが行われました。

これに伴い、土木建築部が発注する建設工事及び建設工事に係る業務委託（以下「建設工事等」）の契約を随意契約で行う場合にも適用することにしますので、お知らせします。

- 山口県会計規則第165条の2 第1項第1号の改正
（売買、賃貸、請負その他の契約で随意契約によることができる場合の限度額）

契約の種類 (建設工事等に係るもの)	工事又は製造の請負	前各号に掲げるもの 以外のもの
改正前 (現行)	250万円	100万円
改正後	400万円	200万円

- 適用年月日
令和7年4月1日以降、見積書を徴するものから適用する。